

2東健介発第 8号
令和2年4月 7日

市内介護保険サービス事業者 様

東村山市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う代替サービスの提供に係る協力依頼について

平素より、当市の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(令和2年2月18日付厚生労働省事務連絡)等に基づき、公衆衛生対策の観点より都道府県より休業要請がなされた事案が発生しております。また、市内介護保険事業所におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の未然防止のために自主的に臨時休業をする事案もございます。

休業の要請を受けた場合には、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点」(令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡)等に基づき、利用者に対する適切な代替サービスの確保等が求められておりますが、自主的な休業も含め、速やかな代替サービスの提供が必要になる事案が発生することを想定し、下記のとおり市内介護保険サービス事業所に協力を依頼いたします。

記

I、新型コロナウイルス感染拡大の防止への取組について

1、感染防止の徹底

令和2年3月4日付当市発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止について(依頼)」や当市ホームページにて新型コロナウイルス感染防止のための留意点について周知してまいりました。今般、東京都より令和2年3月30日付事務連絡「高齢者施設等における新型コロナウイルス集団発生防止と感染疑い事例が発生した場合の備えの周知について(通知)」が発出され、感染拡大防止に向けて必要な事項が示されたところです。

当該通知を確認の上、介護保険サービス事業所職員に必ず周知するとともに、感染拡大防止策を講じるよう徹底してください。

2、事業実施方法の工夫

令和2年2月24日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第2報)」にて、休業要請を受け休業している事業所が通常とは異なる事業所等にて、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合の取り扱いが示されております。当市といたしましては、当該通知の趣旨を踏まえ、利用者と職員が密集することを防ぎ感染拡大の未然防止を図るために、事業所が

通常とは異なる場所等にて、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供する場合や、利用定員を減らし、サービス提供時間を短時間とした場合であっても報酬算定ができるものとしております。大規模な通所系サービス事業所におかれましては、少人数でロビー等を活用したサービス提供等をご検討ください。

Ⅱ、自主的な休業、要請により休業する介護サービス事業所が発生した場合に備えて

1、代替サービスの検討

第一号介護予防支援事業を実施する地域包括支援センター、介護予防支援事業所(当該介護予防支援事業所より介護予防支援業務の一部委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。)及び居宅介護支援事業所においては、現にサービスを提供する事業所の機能の一部または全部が休止する可能性があることを踏まえ、また、サービスを提供する事業所が休業することにより、他の事業所で代替サービスを提供することも念頭におき、独居高齢者、認知症高齢者、医療依存度の高い者(以下、「重点的にサービスを必要とする者」という。)といった継続・反復してのサービスの提供が必要な利用者について、その生活への影響を最小限とするために「生活の継続に必要なサービス」を事前に検討し集約し、サービス提供事業所と共有するようにしてください。

一方で、市内における介護サービスの供給量が通減する可能性があることより、重点的にサービスを必要とする者へサービスを集中できるよう、利用者のサービスの利用状況を鑑み、提供内容の再検討も併せて実施してください。

このことは通所系サービスや訪問系サービス事業所におかれましても、事業所機能の一部または全部が休止した場合を想定し、重点的にサービスを必要とする者へのサービス提供のあり方を検討し、居宅介護支援事業所と共有するようにしてください。

なお、この取り扱いは新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、生活の維持の重要性を鑑みたものであることにご留意いただくようお願いいたします。

2、代替サービスの事前説明と同意

1、代替サービスの検討について」に基づき検討した生活の維持に必要なサービスについては、**利用者に事前に説明し同意を得る**ようにしてください。

また、介護サービス事業所によっては職員が新型コロナウイルスに感染したことで、即事業継続が困難となる場合もございます。利用者には他の介護サービス事業所にて、サービスが提供される可能性があることを事前に説明してください。

3、代替サービスの利用調整

自主的な休業又は休業の要請を受けた介護保険サービス事業所等は、**利用者を担当するケアマネジャーに連絡をし、事前に検討をした代替サービスの提供を行うこと**となります。またケアマネジャーはこの他の代替サービスが必要になる場合には、他の介護保険サービス事業所と利用の調整を行うようにしてください。

市内介護保険サービス事業所は、可能な限り代替サービスの提供に協力をするようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスへの感染が疑われる利用者については、感染拡大防止の観点より、居宅を訪問して行うサービスに限定した調整としてください。

4、事業所を休止または一部事業を縮小する場合は、上記 1～3 を進めるのと同時に東村山市介護保険課給付指導係へ報告してください。

Ⅲ、利用者の心理的不安感に配慮したサービスの提供について

1、介護サービス事業所における感染予防の取組の周知

介護保険サービス事業所にて実施している職員の感染予防策（職員の体温測定の実施状況や来訪者に実施している面会制限等の感染予防策、また通所系サービスにおいては送迎用車両、居室内や福祉機器の消毒の実施状況等）について、利用者に示すことで不安感の払拭に努めるようにしてください。

2、利用者の希望によりサービス内容を変更する場合

感染症予防の観点等により利用者の希望に応じて通所系サービスを取りやめ、訪問系サービスに切り替える場合等においては、担当するケアマネジャーと協議の上、個別サービス計画を踏まえた上で、通所サービス事業所にて提供するサービス及び別紙「新型コロナウイルス感染症による休業措置等における代替サービスとして実施する訪問して実施するサービス実施に係る留意事項について」を踏まえ、利用者の生活の継続に必要なサービスを自宅にて提供するようにしてください。なお、この場合速やかに市に連絡をし、別添の「代替サービス提供状況報告書」報告をするようにしてください。

Ⅳ、介護報酬の算定について

休業の要請を受け休業している場合においても、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日付厚生労働省事務連絡)のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能となります。またこのことは、自主的に休業をした場合においても同様の取り扱いとなります。

【お問い合わせ先】

東村山市健康福祉部 介護保険課 給付指導係

電話:042-393-5111(代表)内線 3145 FAX:042-395-2131

Mail;kaigohoken@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp